

第26回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成26年2月28日（金）16:29～16:57

2. 場所：中央合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、お待たせいたしました。

ただいまから、先ほど行われました規制改革会議の様様につきまして、岡議長から御説明いたします。質疑応答はその後まとめてお願いします。

それでは、議長、よろしく願いいたします。

○岡議長 皆さん、お待たせしました。

第26回規制改革会議について御報告させていただきます。

その前に、前回会見で資料配付のタイミングについての御要望をいただきましたが、今回より、できるだけ前広に配付するようにさせていただいたことをまず御報告いたします。

本日は、5つの議題がございました。

最初が「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立」についてでございます。本件の、特に「経営管理の強化」という観点につきましては、既に我々の意見を提示し、厚労省も前向きに取り組んでいただくことになっております各社福の財務諸表の作成、公表。さらに、作成に当たっては、標準的なフォーマットに基づいてもらうということがございました。本件については、昨日このようなフォーマットという形の通知が出ております。内容を見ますと、我々が期待していたものにかかなり近い内容になっているのかなと評価しております。

私は、しっかりとした財務諸表の作成と公表が行われれば、それが大きな契機となり、社福の経営の健全化、あるいは社福がどのようなことをやっているかということの透明性がかなり高まるのだらうと期待をしております。そういう意味では、本件についての厚労省の取組は大いに評価してもよろしいのではないかと考えております。もちろん彼らの所管である社福を健全にするのは彼ら自身の目的にもあるわけであります。

本日は、介護・保育事業等におけるイコルフットィングを中心に議論いたしました。大きく分けますと、「参入規制の見直し」と「財政措置の見直し」の2点でございます。参入規制の見直しにつきましては、特別養護老人ホームへの一般法人の参入がよりしやすくなることを是非考えるべきである。参入時の資格要件あるいは撤退時の規制等といったものを新たに導入しながらも、法人形態による参入規制を廃止してはどうかということをお大いに我々は議論したわけであります。

もう一つは、指定管理者制度等の活用による参入という切り口で議論いたしました。これにつきましては、地方公共団体が福祉施設の運営を民間委託する際に、社会福祉法人以

外の参入を認めていないという指摘がございます。この点について、株式会社も自由に参入できるように、地方公共団体に対して厚労省からしっかり勧告してもらったらどうかという趣旨の内容でございます。

財政措置の見直しにつきましては、補助金の実態の把握、所轄庁への指導という切り口で、特に市町村などの地方公共団体が行っている社会福祉法人に対する補助金の状況について、厚労省には是非一元的に把握してほしいということがまずございます。その上で、助成・補金制度において経営主体による差異を設けないということを厚労省から地方公共団体に勧告してはどうだろうかということ。

もう一つは、地域貢献活動への拠出の義務化でございます。例えば介護保健事業など、社会福祉法人と一般法人が競合する事業があるわけですが、このようなものについて、一方には税制等のいろいろな優遇措置が適用されているわけでありまして。そのような優遇措置を受けているのであれば、その収益の一定割合を一定の社会貢献活動に支出を充てることを法令等で義務付けてはどうかということがポイントであります。そうすることによって実態面でイコールフットィングの状態にするということでございます。

今申し上げた大きく分けて2点の議論をいたしました。このような点についてさらに審議を深めて、できるだけ早いタイミングで規制改革会議としての意見を取りまとめていこうということになりました。

意見交換の中では、やはり社会福祉法人の実態をしっかりと把握をしてもらうことは今日も出されております。財務諸表によってしっかりと実態を把握するというだけでなく、所管の厚労省が現場の市町村レベルの社会福祉法人の実態把握をすることについて、今まで以上にいろいろな形で努力していただく必要があるし、また、必要に応じて勧告等々でいい方向に持って行ってもらうという議論であります。

議題の2つ目が「規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築について」でございます。

お手元に資料が配付されていると思いますが、このテーマについての基本的考え方を簡潔に御説明させていただきますと、たくさんある規制を私ども規制改革会議が取り上げてやることは何も変わらないわけでありまして、同時にとといいますか、あるいはそれ以上にとといいますか、規制を所管している省庁が主体的・積極的にみずからその規制の見直し、あるいは改革をする方向に持っていきたいという考え方がベースでございます。そのためには、どのようにしたら実現できるのかということについて、今まで議論をしてきたわけでありまして、我々が今、こういう形でやったらどうかと検討している方法が、今日、資料でございますように、各省庁に「規制シート」という名前のシート。これは現時点でのアイデアを配付しておりますが、この規制シートなるものを各省庁に作成していただく。そして、彼らが主体的・積極的にみずから規制の改革をしていくことにつなげていければよろしいという考えでございます。

一方で、法令、政令、省令、公告等のいわゆる「上位規範」と私どもが呼んでいるものだけでも、分類の仕方にもよるのですが、総務省の分類では1万4,600件もある。さらに、「下位規範」と我々が呼んでおります、その下にあるたくさん、正確な数字はわかりませんが、場合によっては数万単位ではないかという意見もありますが、そのぐらいたくさんある規制を全て一度にいきなりやることは現実的ではない。この辺はコストと効果も考えなければいけないわけでありまして、また、実際にそのシートを作成する所管省庁が前向きに積極的にやるためには、いきなり各省庁に何千などという項目を求めることは現実的ではないと思います。

したがって、今後、そのようなことを狙いとし、手法としては、規制シートなるものをつくってもらおうではないかという方向ですが、具体的にどういう分野で、どの程度のところから入っていかうかということについてももう少し議論をしよう。今日も多くの委員の方から、やはり現実なところから入るべきだという意見がかなり多くございました。その際に、どのような分野でやるかということについて、何人かの委員から出たのは、我々がホットラインで受け付けたものは是非シートの対象にしたらどうかということでもございました。それも含めまして、これからどういう対象に絞って規制シートを作成し、どのようなことをやっていただくかということについては、我々だけでということではなく、関係省庁の皆さんの意見も必要に応じてお聴きする必要があるのかなと思っておりますけれども、目指すところは、繰り返しになりますが、各省庁が主体的・自発的に規制改革をする状態に持っていければということ。ですから、これは1年2年でさっとできるかどうかについては、もう少し時間がかかるのではないのか。しかし、我々の任期の間にはスタートさせたいというぐらいの強い思いは持っております。

これが今日の議題の2番目でございます。

議題の3番目は「公開ディスカッション」でございます。

これもお手元に配付していると思っておりますが、3月25日火曜日の午後、時間はまだ確定しておりませんが、2時間程度、場合によってはMAX3時間ぐらいをイメージしております。場所等々はペーパーに書いてあるとおりでございます。

昨年の7月からことしの6月までの1年間の間に公開ディスカッションを2回ほどやろう。トライアルという意味で、試行的な形でスタートしてみようということで、昨年11月下旬に第1回をやりましたが、3月25日の公開ディスカッションは、前回同様の考え方、やり方でやるということでもございます。

ただ、今日の会議の中でもいろいろな意見が出されまして、公開ディスカッションはもっともっと効果も考えて、幅広く、回数も増やして、テーマもいろいろ考えてとか、いろいろな意見が出まして、私どもとしては、7月以降の次の期にどういう形で公開ディスカッションをやるのか。回数、テーマ、やり方、もろもろ含めまして、これは4月から6月までの間に議論をして、7月以降の公開ディスカッションについて方向を出したいと考え

ております。

3月25日の公開ディスカッションのテーマについても今日議論いたしました。幾つかのアイデアが出ましたが、まだこれでいこうというところまで今日はまとまりませんでしたので、議長・議長代理に一任という形になっております。

ちなみに、どんなテーマがアイデアとして挙げたかといいますと、今日の第1議題の「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング」というテーマが1つの候補として挙がりました。「労働雇用関係」をやったらどうかという意見もありました。さらには「観光立国を実現するための規制を撤廃する、改革する」ということもおもしろいのではないかと等々、意見が出ました。できるだけ早く、大田議長代理と相談して決めて、決まり次第、皆さんに御連絡したいと考えております。

議題の4点目が「規制改革実施計画に基づく実施状況のフォローアップ」でございます。これは昨年6月に私どもが答申をした127項目に基づいて、政府のほうで142項目の規制改革実施計画が閣議決定されたわけでありまして、私どもは規制改革実施計画で盛られたものについてしっかりとフォローアップをしますということを当時申し上げました。特にその中から、我々が「重点的フォローアップ項目」として12項目をピックアップしてフォローアップしていることについても皆さん御承知のとおりでございますが、私どもとしては、全項目についてしっかりとフォローアップしていきたいということで、本日、議論をいたしまして、お手元に配付したようなやり方で取り組んでいくことにいたしました。

私は、規制改革会議がいろいろな形で議論を深めて、このような項目についてこのような改革をすべきだということを答申することが私どもの一義的な役割だと考えておりますが、同時にそれが実際に実行される状態になるまで、しっかりと見ていく、注視するといえますか、注目していくことも我々の役割だろうと認識しております。したがって、フォローアップについては、力を注いでやっていきたいと思っております。やはり実施されてはじめて一件落着きということになるわけですので、そこまではしっかりとフォローしていきたいと思っております。

最後の5番目が「規制改革ホットライン」であります。

これは毎回毎回報告しているとおり、直近のところでは、これもお手元にありますように、2,236件の受付があり、そのうち1,278件を関係省庁に提示し、それに対して997件の回答をいただいております。「対応」が36件、「検討に着手」が88件、「検討を予定」が194件、「現行制度下で対応可能」が216件、「対応不可」が356件となっております。

今日、ホットラインチームの責任者をやっていた佐久間委員から、「現行制度下で対応可能」の216件の中にはそうでないものが入っていると、具体例の説明がありました。そのようなものは「現行制度下で対応」と言われているけれども、引き続きワーキングでフォローアップするという御発言があったことを申し添えておきます。

以上が本日の会議での5つの議題に対する要点の報告でございます。これから皆様方か

らの質問にお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、質問がある方は挙手願います。

○記者 お疲れさまです。

この2枚紙の論点ですが、無精な質問で恐縮ですが、厚労省がもうよしとしたところが具体的にどこなのか。逆に、厚労省の反応がきつところはどこだったのでしょうか。

○岡議長 イコールフットィングの話ですか。

○記者 そうです。

○岡議長 では、これは事務局から。

○大熊参事官 私からかわりに御説明します。

厚労省と、今回の資料は特にこれを見せて話し合ったわけではございませんので、握れているものは何一つありません。ただ、財政措置の見直しの中で、地域貢献活動をやるということは、厚労省の中の社会福祉法人の在り方検討会の中でも同様の議論がされておまして、こういったことを義務付けていくことは厚労省もそういうつもりでいます。ただ、どの程度やるとか、それを本当に法令で義務づけるかどうかとか、そういったところはまだこれからの調整になります。表の特別養護老人ホームの話は、厚労省は反対ということでございます。

以上です。

○岡議長 よろしいですか。

○記者 反対というのは、1枚目ですが、全部について反対。テーマそのものに反対ですか。

○大熊参事官 特別養護老人ホームに株式会社等が入ってくるのは反対ということです。

○岡議長 彼らがまだ反対しているので、我々はそれも踏まえて、今後このテーマをどうするかというのはこれからです。だからもう引込める、我々はもう諦めたという意味ではございません。今日現在、合意されていないということを参事官が言ったわけです。

○記者 関連で、特養の部分で、②の指定管理者制度の活用による参入の部分で、これはこの前の保育のときと同じ構図なのかなとも思うのですけれども、地公体に対して株式会社を除外しないように勧告するというのは極めて合理性があるというか、彼らからしても反対する理由もないような話かと思うのですが、彼らはどういう反応をしているものなのでしょうか。

○大熊参事官 これにつきましても、直接、厚生労働省と折衝したわけではないので、反応がどういったものがあるかというのは、まだこれからのことです。

指定管理者制度に株式会社を排除するなどというのは、厚生労働省自身も通知で5年ぐらい前に出しておいて、それでもまだ社会福祉法人に限定しているだとか、そういう例がまだ残っているという実態を指摘しているものでございます。

○岡議長 この点について追加で申し上げますと、今日も会議の中で私は申し上げたのですけれども、まさに保育のケースもそうだったわけですが、中央省庁と都道府県レベルと、市町村レベルがしっかりと縦でつながっていない。言いかえれば、中央省庁からすれば、それはできるはずだよと言っているながら、現場へ行ったらそれが行われていないという状態です。

したがって、このテーマにおいても、中央省庁と都道府県あるいは市町村と、この3つのところがしっかり情報と戦略を共有すべきである。そして、同じ方向に向かって、同じ戦略のもとで、同じことをやらしてもらわないとまずいのではないか。そういったことについては本件においても主張していこうと考えております。

他の方、いかがですか。

○記者 連続でごめんなさい。

ホットラインの話で、佐久間委員からの発言の関係で、現行制度対応可となっているものでも、必ずしもそうっていないものがあるということでしたけれども、その場で具体例も示してこういうものがあるということをおっしゃられていらっしゃったかと思うのですが、もし具体的におっしゃっていただけるのであれば、こういうところが該当するというものを。もしはっきりおっしゃれないにしても、ちょっとイメージを伺えれば。

○岡議長 佐久間委員が例に挙げたのは、28ページの創業・IT等ワーキング・グループ関係の番号でいうと19番「公有水面埋め立ての緩和」について具体的な説明がありました。

佐久間委員の言った要点については事務局から説明願います。

○大川次長 佐久間先生がおっしゃっておられましたのは、公有水面の埋め立てについても、大規模に埋め立てる場合もあれば、堤防の補強のように、堤防の補強の場合は堤防の外側から、例えば1メートルばかり埋め立てて補強するのが一番安上がりな方法なのだそうですけれども、そういう場合であっても、わずか1メートルであっても公有水面の埋め立てになるので許可が必要ですよということになっているわけです。その辺をもう少し簡略な手続にしてほしいというのが要望者の要望なわけですが、答えは、許可をとっていただければ埋め立てられますという意味での現行制度下で対応可能ということになっているのですが、その許可をとっていただければというところが大変なのだという意味において、この答えはいわば親切ではないということをおっしゃっていただきました。

○岡議長 「緩和」という表現を使っているように、現行制度でも埋め立ては可能なわけです。そうした手続が大変で、環境アセスメントもやらなければいけないという意味では、実施するに当たってはいろいろなことをしなければできない。しかし、法律上はできるのだと。今の制度下で。要するに「埋め立て禁止にはなっていない」という意味ではわかる。しかし、それは現実的な問題ではないというので、それでは答えになっていませんねと。今の事務局の説明にありましたように、小規模の陸地から50センチとか1メートルぐらいのところをやるときには、もう少し易しい条件で埋め立てができるようにしてもらいたい

うのが本質なのに、いや、今の制度でできますという回答がぼんと戻ってきているという内容でありました。

どうぞ。

○記者 イコールフットィングのことですが、これは6月の時点で厚労省がまだ、うんと言っていないという状況になった場合には、規制改革会議の意見という形で、厚労省の認定がないのに中には入れるという可能性はあるのでしょうか。

○岡議長 本件は最優先案件の1つでございますので、私としては、いずれにしろ、遅くとも6月の答申までには規制改革会議としての意見を出すことはしたいと思っております。

○記者 それは厚労省が反対している部分があっても、その部分を意見として出すのですか。

○岡議長 我々の意見として出すことは考えたいと思います。

○司会 それでは、他に御質問がないようですので、岡議長会見をこれで終わります。

○岡議長 どうもありがとうございました。